

共生・公正・創造



ユニオン・EYE

<http://www1a.biglobe.ne.jp/jrtu-EWU>

ジェイアール東日本労働組合
〒108-0014 東京都港区芝5丁目33番36号
TEL(NTT)03-3453-2107 (JR)057-2290
発行者/今井 伸 編集者/平 憲治

いよいよ判決、東労組役員らによる脱退・退職強要裁判！

4年間の傍聴を振り返って

浦和電車区裁判総集編 シリーズ その6

東労組の脱退・退職強要事件の裁判（東京地裁）が、59回に及ぶ公判を終えいよいよ7月17日に判決を迎えることとなった。本紙はこの4年間の傍聴を振り返って浦和電車区事件の事実をシリーズで紹介することとした。

第15回公判（2004.1.29）

弁護側の冒頭陳述

被告側の冒頭陳述は、弁護士が代わる代わる延々と朗読する形で意見陳述が行われた。その内容は、検察側が主張した、浦和電車区内等で交わされた被害者Yと被告らの「会話」の事実を部分的に認めつつ、それら被告らによる発言の真意が検察の主張するものとは異なるという「言い訳」がほとんどである。そして、「本件はえん罪である。日本の軍国主義化に対して反戦・平和で闘っている東労組に対する政治的弾圧である」という、強引な主張を展開していた。

第16回公判（2004.3.2）

第17回公判（2004.3.30）

弁護側I証人に対する尋問

この回から被告側証人の尋問が始まった。当時の東労組浦和電車区分会の書記長は、「Y君への個人攻撃ではなく、分会組織の弱さを克服するための取り組みであった」と終始、強要打ち消しに必死だった。しかし、反対尋問に対しては、証人は検察官の質問に対して「記憶にない」を繰り返したり、回答にあたっては遠回しな表現を用い、裁判長から数次に亘り「証人は端的に質問に答えるように」と、異例とも言える注意を受けた。

第18回公判（2004.4.23）

第19回公判（2004.5.19）

弁護側K・F証人に対する尋問

この回は、被告側証人ふたり（K：当時浦和電車区分会青年部長、F：当時大宮地本総務部長）に対する尋問であった。二人の証言は、批判を許さない東労組の独善的体質が如実に現れたものであるが、反対尋問では、「知らない」「記憶にない」を連発していた。4月23日は東労組が2000名を超える大量動員をかけたため、その異常さに通行人や付近の官公庁ビルの窓越しから驚きの表情を見せていた。

第20回公判（2004.6.7）

第21回公判（2004.6.30）

弁護側S証人に対する尋問

この回は、新たな被告側証人（S：当時東京車掌区分会書記長）に対する尋問であった。S証人はほとんどの時間、検察側証人Oさんの証言打ち消しに終始したが、傍聴して感じたことは、東京車掌区でもイジメが発生していたことが強く印象づけられた。反対尋問では、検察官の尋問にS証人は、主尋問とは打って代わって「わからない」の防戦一方だった。逆に東京車掌区でのOさんに対する吊し上げ行動の実体が明らかにされた。

第22回公判（2004.8.27）

第23回公判（2004.9.24）

裁判長交代に伴う更新手続き

裁判長の交代に伴い「公判手続きの更新」をすることとなった。更新手続きは、検察官の起訴状朗読、被告意見陳述、裁判官による証拠要旨の朗読・テープ再生、弁護側の意見陳述などが行われた。更新手続きは、刑事訴訟法315条に定められてはいるが、内容を見ると、負ける裁判の引き延ばし戦術に利用したようだ。